

生涯学習の振興に係る市政功労者推せん基準

- 1 この基準は、千葉市表彰規則（昭和44年千葉市規則第46号）第2条に規定する表彰の基準のうち、教育委員会生涯学習部が推せんするものについて定める。
- 2 生涯学習の振興に係る市政功労者に推せんするものは、以下の各号のいずれかを満たす個人又は団体とする。
 - （1）千葉市社会教育功労者顕彰又は千葉市教育功労者表彰を受賞しているもの。
 - （2）生涯学習の振興に係る活動について、通算10年以上の実績があり、特に顕著な功績があるもの。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 市政功労者推薦に係る内規は、廃止する。